

配布資料 1 (岡嶋道夫)

ドイツにおける裁判外紛争処理
連邦統計(2006)

ドイツの裁判外紛争処理について

(Arbitration、ADR)

ドイツでは米国で開発された Arbitration というタイプの裁判外紛争処理が 1975 年から導入され、1979 年から全国統計が作られている。この裁判外紛争処理は州医師会に設けられた鑑定委員会/調停所(州によって名称が異なる)によって実施される。この方式は米国では成功しなかったが、ドイツでは大きな成果を挙げ、信頼をえている。そして 2006 年には、ここに示したように、詳細な分類がなされた連邦統計が作成され、医療事故の予防に活用されることになった。医療事故に対する苦情は年々増加してきたが、ドイツ医師会は、医師患者間の接触回数が増えていることと患者の権利意識が高まるためであって、医療過誤そのものの割合は増加していないと楽観的な見方をしてきた。医療の質の向上と患者の安全のための努力が実ったためと思われるが、増加を続けていた患者の苦情件数は 2, 3 年前より明らかな減少傾向を示すようになった。ドイツ連邦医師会は 2008 年 2 月に「医師会の鑑定委員会/調停所」という一般向のパンフレットを作成し、裁判外紛争処理の概要を解説しているが、この英訳(PDF ファイル)もホームページで入手できる。見たい方は google に “expert commissions and arbitration boards” と入力すればアクセスできる。(岡嶋道夫記)

このパンフレットでは「医療過誤」を以下のように定義している。

表 1

申請と決定	2006	2005
1.1 申請件数	10280	10482
1.2 処理件数	10255	10912
1.3 決定件数(例えば鑑定による決定)	7201	7768
1.4 処理件数中の決定の割合	70,2%	71,2%

1.3とまらない約30%は地域や対象が管轄外であったり、時効、提訴、告訴、申請の取下げになったケースである

表 2

患者の苦情	2006	2005
2.1 決定総数	7201	7768
2.2 苦情総数(2.1に関して:一つのケースの中に苦情がいくつも含まれることがあるが、多くても4つまでに制限して処理)	12634	11170
2.3 頻度の高い苦情(2.2に関連して)		
2.3.1 手術的治療、実施	3211	
2.3.2 診断、画像による	927	
2.3.3 治療、手術後の処置	898	
2.3.4 説明、リスク	669	
2.3.5 診断、ヒストリー/検査	661	
2.3.6 治療、保存的	654	
2.3.7 診断、一般	583	
2.3.8 治療、薬物	489	
2.3.9 適応	483	
2.3.10 手術的治療、方法の選択	448	

表 3

医療過誤 肯定/否定	2006
3.1 医療過誤/リスク説明不足 なし	5074
3.2 リスク説明不足のみあり	53
3.3 医療過誤肯定	2055
3.4 医療過誤/リスク説明不足 肯定されたが因果関係は否定	444
3.5 医療過誤/リスク説明不足があり因果関係が肯定	1683
3.6 障害、医原性(3.5に関して)	
3.6.1 些細な障害	51
3.6.2 障害:一過性 軽度/中等度	560
3.6.3 障害:一過性 重度	333
3.6.4 永久障害 軽度/中等度	462
3.6.5 永久障害 重度	215
3.6.6 死亡	62

表 4

申請の結果	2006
4.1 決定総数	7201
4.2 頻度の高い診断/ICD10(4.1に関して)	
4.2.1 変形性股関節症	247
4.2.2 変形性膝関節症	178
4.2.3 下腿及び足関節骨折	164
4.2.4 乳腺、悪性腫瘍(乳がん)	149
4.2.5 前腕骨折	145
4.2.6 椎間板損傷(腰部)	126
4.2.7 膝関節内障害(外傷)	121
4.2.8 変形 足指/手指	115
4.2.9 大腿骨骨折	110
4.2.10 肩及び上腕骨折	106

医療過誤 Behandlungsfehler

医療過誤は次のような診断あるいは医学的侵襲の場合に起る、

▲ それは医学的に適応していなかった、

▲ または、医学的知識及び医療実務の認識からみると、その時その時の状況に応じて必要とされる慎重さが事実上顧みられなかった、

あるいはこの基準に照らすと医学的に提供されるべき侵襲が不履行であった。

表 5

被申請人と処置を行った場所	
5.1 決定を受けた被申立人	8227
5.2 病院関係	5644
5.3 診療所	2583

表 6

医療過誤と診療場所			診療所 2006	病院 2006
6.1 診療を行った場所			2583	5795
6.2 被申請人/過誤/リスク説明不足 肯定された			713	1430
6.3 被申請人/リスク説明不足のみ 肯定された			31	47
6.4 被申請人の関連する専門 2006				
		診療所	病院	
6.4.1	家庭医業務の医師	410	災害外科の整形外科	1183
6.4.2	整形外科	383	一般外科	970
6.4.3	一般外科	279	整形外科	658
6.4.4	婦人科	276	産婦人科	428
6.4.5	内科	229	内科	421
6.4.6	災害外科の整形外科	190	麻酔及び集中医療	187
6.4.7	眼科	162	泌尿器科	172
6.4.8	放射線科	104	神経科	171
6.4.9	皮膚性病科	85	産科	146
6.4.10	泌尿器科	79	耳鼻咽喉科	136

表 7

6.5 頻度の高い過誤 2006 (被申請人1名につき最高2つの過誤までを算入)				
		診療所	病院	
6.5.1	画像による診断	175	手術的治療、実施	531
6.5.2	診断、ヒストリー/検査	94	画像による診断	225
6.5.3	手術的治療、実施	82	手術後の治療処置	187
6.5.4	診断、検査室/追加検査	61	適応	100
6.5.5	一般診断	60	治療、薬物	70
6.5.6	適応	59	診断、ヒストリー/検査	68
6.5.7	治療、保存的	48	手術後の治療、感染	67
6.5.8	治療、薬物	43	手術的治療、方法の選択	63
6.5.9	入院、指示	37	診断、一般	57
6.5.10	手術後の治療処置	24	診断、検査室/追加検査	56

表 8

6.6 頻度の高い過誤の疾患 2006				
		診療所	病院	
6.6.1	乳腺、新生物、悪性(乳がん)	56	変形性股関節症	61
6.6.2	手根管[圧迫]症候群	16	下腿足関節骨折	50
6.6.3	前腕骨折	16	前腕骨折	48
6.6.4	腰痛	14	大腿骨骨折	37
6.6.5	手及び手関節骨折	14	胆石	36
6.6.6	下腿足関節骨折	14	変形性膝関節症	35
6.6.7	変形、足指、手指	12	手及び手関節骨折	29
6.6.8	血栓症、静脈炎、血栓性静脈炎	11	肩及び上腕骨折	28
6.6.9	膝内障(外傷性)	11	筋腫様子宮	25
6.6.10	家族計画関連	10	膝内障(外傷性)	25

EXPERT COMMISSIONS AND
ARBITRATION BOARDS AT THE
CHAMBERS OF PHYSICIANS

GUTACHTERKOMMISSIONEN
UND SCHLICHTUNGSSTELLEN
BEI DEN ARZTEKAMMERN

EIN WEGWEISER

下記ファイルの「5. ドイツにおける裁判外紛争処理の事例」に3事例が紹介されています。

<http://www.hi-ho.ne.jp/okajimamic/m426.htm>

2008 年8 月6日追加

前頁のパンフレットの翻訳 <http://www.hi-ho.ne.jp/okajimamic/d141.pdf>

鑑定委員会／調停所の2007 年度の全国統計が発表された。

インターネットサイトに発表されている項目は2006 年年度のものより少ないが、主なデータを以下に紹介する。

申請と決定	2005	2006	2007
申請件数	10482	10280	10432
決定件数（医学的判定による決定）	7768	7201	7049

医学的判定により決定された上記7049 件の内訳は以下の通りである。医療過誤があると決定されたのは約4分の1 となっている。

医療過誤／リスク説明不足 否定された	4954
医療過誤／リスク説明不足があったが因果関係は否定された	378
医療過誤／リスク説明不足と因果関係が肯定された	1717

上記1717 件のうち、死亡例は71、重度の永久障害を伴ったものが185、その他は中等度から軽度または些細な障害に分類される。

医療過誤と診療場所

医学的判定により決定を受けた被申立人	2007 年 総数 8140	
	申立件数	過誤またはリスク説明不足と決定した件数
病院	5750	1507
診療所	2390	721

1 件に複数の医師が関与している場合は、最高4 名までを算入している

医療過誤の存在を疑問の余地なく確認することは難しいので、最初の鑑定だけで済まないことが多い。また、中立の鑑定を得ることは「とても難しい」と多くの患者は答えているという。

Robert-Koch-Institut(感染及び非感染の疾患、その他医学的な多数の問題を調査している連邦の機関)の推定によると、医療過誤は年間40,000 件くらいあるだろうということなので、鑑定委員会／調停所の扱う医療過誤は氷山の一角にたとえられる。ドイツ連邦医師会が前の頁に示したようなパンフレットを出しているのは、国民に鑑定委員会／調停所を知ってもらい、利用する機会を提供するためと思われる。